



# Westlaw Japan / 大江橋法律事務所共催勉強会 第17回 会社業務における公務員との関わりと留意点

講師：弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士・ニューヨーク州弁護士 山田 真吾  
弁護士 尾形 優造

民間どうしても特に問題にならない金銭・物品の贈答、飲食の提供、旅費・交通費の負担、情報収集・営業活動であっても、相手方が公務員である場合には、贈収賄や公務員倫理等に関する法令に違反することがあります。知識不足から、当事者に違反の意識がない場合も少なくありません。公務員が関わる不祥事は、新聞やテレビで大きく報道されることが多く、その場合、会社のレピュテーションを毀損するのみならず、入札等についての指名停止処分や刑罰を受けることもあります。また、違反の意識がない場合には、相手方の公務員に予期しない違反をさせてしまうことになり、迷惑をかけることにもなります。

本セミナーでは、こうした事態を未然に防ぐことを目的に、会社業務における公務員との関わりにおいて問題となる規制と留意点について、具体例を交えつつ、基本的な事項から解説します。

日 時：2018年11月8日(木) 17:00～18:30  
会 場：大江橋法律事務所 大阪事務所 27階会議室  
〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18  
中之島フェスティバルタワー27階  
<http://www.ohebash.com/jp/firm/access.php>  
定 員：40名  
参 加 費：無料  
ご持参いただくもの：筆記用具 / 受付時に名刺  
お申し込みはこちら：<https://www.westlawjapan.com/event/study/181108s.html>  
お問い合わせ先：[brand@westlawjapan.com](mailto:brand@westlawjapan.com)  
※講演レジュメは、お一人様1部、講演参加者の方にのみ配布いたします。

プログラム  
17:00～18:30 講師によるワークショップ(質疑応答を含む)  
\*開催場所の都合により懇親会はございません。



※今回の勉強会は、企業の法務部門及び人事部門のご責任者および実務担当者を対象としています。個人の方のお申し込みは、ご遠慮いただいております。

また、各社2名様までとさせていただきます。

※申込者多数の場合は、申込順または抽選方式により参加者を決定させていただくことがありますことを、あらかじめご了承ください。

## 講師紹介 大江橋法律事務所

弁護士・ニューヨーク州弁護士 山田 真吾(やまだ しんご)

2002年京都大学法学部卒業、2003年弁護士登録。2011年Boston University School of Law卒業(LL.M.)、2012年ニューヨーク州弁護士登録。主な取扱分野は、製造物責任訴訟(PL法)、国内外の紛争解決・仲裁、危機管理・コンプライアンス。

弁護士 尾形 優造(おがた ゆうぞう)

2011年九州大学法学部卒業、2013年大阪大学法科大学院修了、2014年弁護士登録。主な取扱分野は、独占禁止法、会社法務(コーポレートガバナンス・株主総会対応等)、企業再編・M&A、コンプライアンス(危機管理・不正調査)、訴訟(会社関連訴訟・行政訴訟・一般民事訴訟)等。

ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細：[www.westlawjapan.com](http://www.westlawjapan.com) お問い合わせ：[brand@westlawjapan.com](mailto:brand@westlawjapan.com) 0120-100-482(月～金9:00～18:00)



ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合併会社です。



THOMSON REUTERS

WLI307\_201810\_FD